

基本的な考え方（案）の作成に当たっての変更事項等

第5回専門部会（資料1）においてご説明した「条例骨子（素案）」の内容につきまして、庁内（法制担当部署等）での調整結果を踏まえ、部会長と協議の上、「基本的な考え方（案）」の記載を次のとおり整理しました。
 ※記載の方向性等に変更が生じたもののみ記載

No.	区 分	第5回専門部会（資料1）の記載	基本的な考え方（案）の記載	修正等の理由
1	目的・理念	●「受動喫煙ゼロの実現」を目指す。	全ての者に受動喫煙を生じさせないことを目指す。	条例にはキャッチフレーズのような文言を記載できないこととなり、表現を見直しました。
2		●特に、20歳未満の者や妊婦等がたばこの煙にさらされることから守ることが重要。	20歳未満の者や妊婦に特に配慮。	妊婦等の「等」について、例えば健康上の配慮が必要な患者は、外見だけで判断できない場合があるため、上記のとおり「全ての者に受動喫煙を生じさせないこと」を前段で記載。
3	責務の対象者及び内容	[保護者の責務] ●監護する20歳未満の者に配慮。	[道民等の責務] 監護する20歳未満の者に配慮。	保護者は道民等（道民及び滞在者）に含まれていること、また、現時点で保護者の定義（親権者、後見人、監護する者）が明確ではないことから、骨子の段階では、道民等の責務に含めて記載しています。
4		[事業者の責務] ●求人の際は、受動喫煙防止に配慮。	[事業者の責務] 従業員等に受動喫煙を生じさせないように努める。	来年施行される職業安定法施行規則4条の2第3項9号において、事業者は求人の際に受動喫煙防止対策を明示することが義務付けられることから、「従業員等（親族等を含む）に対する受動喫煙防止対策に努める」ことに修正しました。
5		[事業者の責務] ●事業者団体は、受動喫煙を防止するための取組を推進。	[関係団体の責務] 受動喫煙を未然に防止するための取組を推進。	関係団体には、受動喫煙を防止するための取組を推進していただきたいことから、他の条例を参考にしつつ、「関係団体の責務」を独立して記載しました。
6		[関係者の協力] ●道、市町村等は、相互に連携を図りながら協力。	[道の責務] [道民等の責務] [事業者の責務] [関係団体の責務]	それぞれの責務の中で、道は関係者との緊密な連携を記載し、道、道民等、事業者、関係団体は、道及び市町村が実施する施策に協力することを記載しました。
7		[喫煙をする際の配慮等] ●喫煙禁止場所以外の場所で喫煙する際に周囲の状況に配慮。	[道民等の責務] 他人に受動喫煙を生じさせないように努める。	道民等の責務の項目で「他人に受動喫煙を生じさせない」として、幅広く記載しています。
8		[喫煙をする際の配慮等] ●特に、20歳未満の者や妊婦等に配慮。（※自宅などの私的空間）	[道民等の責務] 20歳未満の者や妊婦のいる場所で喫煙しないよう努める。	自宅などの私的空間は、行政機関（保健所）が関与（確認）できない場所であり、具体的に記載できないことから、「20歳未満の者や妊婦のいる場所」として幅広く記載しています。 なお、主語が道民等になるため、道民等の責務の項目で整理しています。

No.	区 分	第5回専門部会(資料1)の記載	基本的な考え方(案)の記載	修正等の理由
9	道の施策	<p>[望まない受動喫煙の防止に関する施策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●道、市町村等は、道民等への知識の普及や意識啓発等の必要な措置を実施。 ●道は、事業者等の自主的な取組を支援。 ●道は、市町村等と連携して、必要な施策を推進する体制を整備。 	<p>[道の基本的施策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●道民等への知識の普及啓発 ●道民等の学習の機会を確保 ●事業者等の対策を促進 ●事業者等の対策を調査 ●市町村への情報提供等 ●体制を整備 	<p>道の施策については、明確に記載することとし、左記の6区分としました。</p> <p>また、市町村は都道府県と同様の位置付けであり、条例で義務等を課すことはできないことから、「道の基本的施策」として整理しています。</p>
10	屋外の受動喫煙対策	<p>[喫煙禁止場所以外の場所の受動喫煙対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●建物の出入口等における受動喫煙防止の取組。 	<p>[喫煙禁止場所以外の場所における受動喫煙防止対策]</p> <p>第二種施設の屋外に吸い殻入れ等を設置しようとする場合は、利用者等の通行量に配慮するよう努める。</p>	<p>「建物」については、「第二種施設」に明確化し、「出入口等」については、条例に記載するには明確な表現ではないことから、「第二種施設の屋外」という表現に修正しています。ただし、説明会等の場においては、道民等に分かりやすくご説明するため、「例えばコンビニの出入口付近に設置された吸い殻入れ」といった説明をしたいと考えています。</p>
11	従業員等の受動喫煙対策	<ul style="list-style-type: none"> ●労働基準法等の規定に該当しない従業員についても対象として、事業者が受動喫煙防止のための職場環境整備に努める。 ※「条例制定の方向性」に記載 	<p>[事業者の責務]</p> <p>従業員等に受動喫煙を生じさせないように努める。</p>	<p>専門部会において、労働基準法の規定に該当しない従業員も対象にする方向で検討していましたが、現時点では、使用関係にある者のほか、親族や複合ビルの清掃員(外部委託)等の定義が明確でないことから、骨子の段階では、従業員等として記載しています。</p>